

## 労働基準関係法令違反に係る公表事案

青森労働局

最終更新日：令和3年12月6日

| 企業・事業場名称   | 所在地             | 公表日      | 違反法条                             | 事案概要  |            |
|------------|-----------------|----------|----------------------------------|---|------------|
| (株) カワイ産業  | 青森県八戸市          | R2.12.3  | 労働安全衛生法第100条<br>労働安全衛生規則第97条     | 労働者が4日以上休業したが、労働者死傷病報告を遅滞なく所轄労働基準監督署長に提出しなかったもの | R2.12.3送検  |
| 山建         | 青森県青森市          | R3.1.4   | 労働安全衛生法第21条<br>労働安全衛生規則第518条     | 高さ約7mの梁の上で労働者に作業を行わせる際に墜落防止措置を講じなかったもの          | R3.1.4送検   |
| (株) 雁金建設   | 青森県西津軽郡<br>鱒ヶ沢町 | R3.1.6   | 労働安全衛生法第20条<br>クレーン等安全規則第66条の2   | 移動式クレーンを用いた作業を行わせるにあたり、作業の方法等を周知させなかったもの        | R3.1.6送検   |
| 東通村森林組合    | 青森県下北郡東<br>通村   | R3.7.9   | 労働安全衛生法第20条<br>労働安全衛生規則第151条の89  | 車両系木材伐出機械を用いた作業を行わせるにあたり、作業計画を定めなかったもの          | R3.7.9送検   |
| (有) 八木橋工業  | 青森県青森市          | R3.8.6   | 労働安全衛生法第22条<br>粉じん障害防止規則第27条     | 粉じん作業を行わせるにあたり、呼吸用保護具を使用させなかったもの                | R3.8.6送検   |
| 川邊塗装工業     | 青森県青森市          | R3.9.6   | 労働安全衛生法第21条<br>労働安全衛生規則第519条     | 高さ約4mの屋根の上で労働者に作業を行わせる際に墜落防止措置を講じなかったもの         | R3.9.6送検   |
| (株) 住吉工業   | 青森県八戸市          | R3.10.8  | 労働安全衛生法第21条<br>労働安全衛生規則第537条     | 高さ約70cmの作業台にある鋼材の加工作業を行わせる際に物体の落下防止措置を講じなかったもの  | R3.10.8送検  |
| (有) 永井林業   | 青森県青森市          | R3.11.19 | 労働安全衛生法第20条<br>労働安全衛生規則第151条の103 | 車両系木材伐出機械を主たる用途以外の用途で使用したもの                     | R3.11.19送検 |
| (有) 東司清掃管理 | 青森県八戸市          | R3.12.3  | 労働安全衛生法第20条<br>労働安全衛生規則第151条の3   | 車両系荷役運搬機械等を用いた作業を行わせるにあたり、作業計画を定めなかったもの         | R3.12.3送検  |

| 企業・事業場名称  | 所在地            | 公表日       | 違反法条                         | 事案概要   |             |
|-----------|----------------|-----------|------------------------------|--|-------------|
| (有) 匠野村産業 | 青森県北津軽郡<br>中泊町 | R3. 12. 6 | 労働安全衛生法第21条<br>労働安全衛生規則第529条 | 足場の組立て作業を行わせる際に作業を指揮する者を指名して、その者に直接作業を指揮させなかったもの | R3. 12. 6送検 |